

コンプライアンス

基本的な考え方・方針

オリンパスグループ企業行動憲章

オリンパスは、2004年9月にグループ全員の行動の拠り所となる「オリンパスグループ企業行動憲章」「オリンパスグループ行動規範」を制定しました。企業行動憲章・行動規範は、オリンパスのCSRに関する姿勢を包括的に宣言したもので、これに基づきCSR関連の各種方針を策定しています。

2011年に有価証券報告書虚偽記載に関わる一連の問題が発覚したことを踏まえ、2012年6月には、コンプライアンス意識の徹底を図るために、職場の代表者による討議や、海外を含むグループ企業の従業員からの意見も反映して、企業行動憲章・行動規範を改定しました。改定にあたっては、ISO26000、国連グローバル・コンパクト、OECD多国籍企業行動指針2011など、国際的なガイドラインで求められる社会的責任の原則も反映しました。また、2018年5月には経営理念を刷新し、これに伴う企業行動憲章の改定も行っています。

オリンパスでは、従業員向けの各種資料をはじめ、新人研修、昇格時研修、階層別研修、eラーニングなどを通じて、企業行動憲章・行動規範の周知を図っています。

◎ オリンパスグループ企業行動憲章

オリンパスは、経営理念で掲げる「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、法令遵守はもとより、高い倫理観をもち、全ての経営陣および社員一人ひとりが「何が正しいか」を考え、責任ある行動をとることができるように、ここに企業行動憲章としてグローバルな企業活動において遵守することを誓います。

1. 高い倫理観

私たちオリンパスグループは、いかなる場面においても、コンプライアンス精神を徹底し、法令、社会規範、および社内規則に反する行為を容認しません。

コンプライアンス上の懸念を看過しない組織環境を整え、全ての関係者に対しそのコンプライアンス教育を行います。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底いたします。

2. 人権尊重

私たちオリンパスグループは、国際的に認められた人権を尊重し、あらゆる企業活動において、人種、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教または障がいの有無等の理由による差別や、強制労働、児童労働を排除します。

3. 革新的価値の提供

私たちオリンパスグループは、世界の人々の健康と安心、心の豊かさを実現するため、革新的な価値を提供し続けます。このために、お客さまから「心から使いたい」と思っていたただける真に求める価値は何かを常に探求し、お客さま情報の保護に十分配慮して、社会にとって有用で、安全かつ高品質な製品やサービスを提供します。

4. 活力ある職場環境

私たちオリンパスグループは、社員の安全と健康に配慮するとともに、個性や多様性を尊重し個人の成長を促す職場風土を提供し、社員一人一人は、知識の習得や技術の向上に努め、社会の求める革新的な価値を提供します。そのために、経営の透明性を高め、不利益な情報も含めて隠さず共有し、自由闊達な職場環境を目指します。

5. 環境との調和

私たちオリンパスグループは、人々の安全・健康とそれを支える自然のいとなみを尊重し、環境に調和する技術の開発と製品ライフサイクルすべての事業活動を通して、持続的発展が可能な社会と健全な環境の実現に貢献します。

6. 社会への貢献

私たちオリンパスグループは、自らの判断・行動がステークホルダーや社会に与える影響に注意を払い、お客さま、お取引先、株主、社員、地域住民をはじめとしたステークホルダーの意見を積極的に聞く姿勢を持ち、その声に真摯に対応します。また、企業活動を行う国や地域の文化や慣習を尊重し、地域社会と協調して、その発展と向上に貢献します。

2018年4月27日改定

オリンパスグループ企業行動憲章

<https://www.olympus.co.jp/csr/effort/charter.html>

オリンパスグループ行動規範

<https://www.olympus.co.jp/csr/effort/principle.html>

推進体制

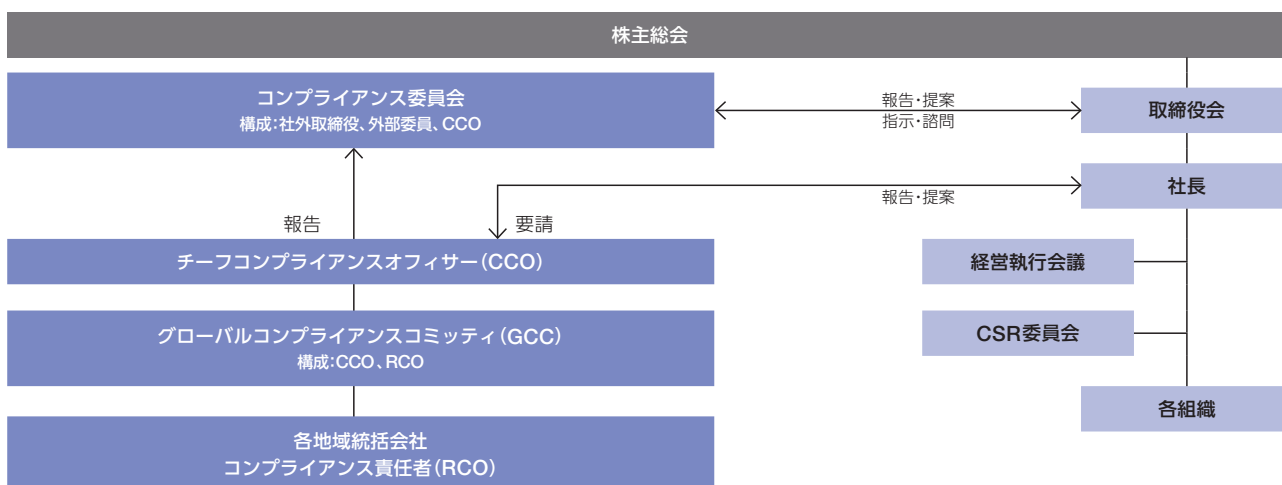
コンプライアンス推進体制

オリンパスは、コンプライアンスに関わる責任を明確にすべく、グローバルの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー (CCO) を任命しています (2017年度は副CCOも任命)。

また、社外取締役とCCO、および外部委員 (2017年度は社外弁護士) で構成される「コンプライアンス委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、委員長は社外取締役から互選することとしています。原則として四半期ごとに開催する同委員会は、コンプライアンス体制の監督および改善の役割を担っており、コンプライアンスに関わる事項について取締役会へ報告し、コンプライアンス違反の未然防止と、そのための体制整備を行っています。

さらに、コンプライアンス上の方針や施策のグローバル展開と、統括地域の状況や課題の把握、必要な是正措置を講じることを目的に、CCOと各リージョナルチーフコンプライアンスオフィサー (地域統括コンプライアンス責任者: RCO) で構成される「グローバルコンプライアンスコミッティ (GCC)」を設置し、原則として四半期ごとに開催しています。同コミッティで指示・確認された方針や施策は、各RCOのもと各地域へ展開しています。また、コミッティや各RCOにおいて把握されたオリンパスグループ全体のコンプライアンスの状況や課題は、CCOからコンプライアンス委員会へ定期的に報告し、必要に応じて取締役会へも上程しています。

◎ コンプライアンス推進体制



制度・仕組み

内部通報制度

オリンパスは、各国の法令などに基づいて地域統括会社ごとに内部通報制度を設け、コンプライアンスの遵守に努めています。国内の内部通報制度としては、公益通報者保護法に沿って「コンプライアンスヘルプライン」を設置し、社内通報受付窓口と外部弁護士による社外通報受付窓口の2つの窓口を運用しています。社外通報受付窓口は、通報者の承諾を得ない限り、通報者個人を特定する情報を社内通報受付窓口の担当者にも開示しないなど、一層の秘匿性を確保しています。なお、下請法や不正競争防止法の観点から、役員や従業員だけでなく、国内オリンパスグループと直接取引のあるサプライヤーからの通報も受け付けています。

また、欧州、米州の地域統括会社では社内・社外に、アジア・オセアニアの地域統括会社では社外に通報受付窓口（ホットライン）を設置しており、米州の社内窓口は弁護士資格を持つ社員が担当しています。

これら国内外の窓口地域をまたがる通報案件が寄せられた場合は、各地域統括会社におけるコンプライアンス責任者であるRCOが連携して対応することとしています。

■ 利用しやすい環境の整備

国内においては、運用規程類を適宜見直して制度を充実させるとともに、eラーニングやコンプライアンスハンドブック、社内イントラ掲示板などを通じて周知を図り、コンプライアンスヘルプラインを利用しやすい環境の整備を進めています。また、サプライヤーに対しても期初に開催する「購買取引先説明会」でコンプライアンスヘルプラインの利用方法を説明しています。

海外においても、各RCOの責任のもと、内部通報制度の充実と周知を図って、利用の促進に努めています。

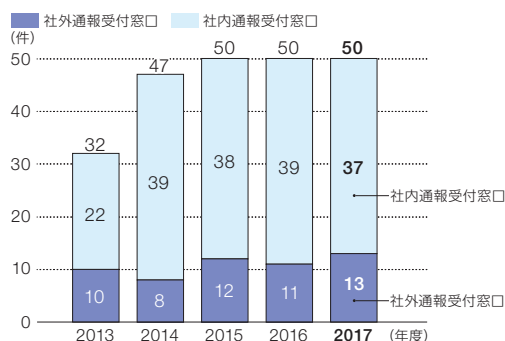
■ 社内通報受付窓口担当者の育成

内部通報制度の充実や信頼性の向上を目指して、国内では社内通報受付窓口担当者の計画的な育成に取り組んでいます。

社内において前任担当者が後任を指導するだけでなく、経営倫理士資格（NPO法人日本経営倫理士協会認定）の取得や社外専門機関による研修の受講を通じて、計画的かつ継続的に担当者の対応力向上を図っています。

ちなみに、国内内部通報件数においてハラスメント（パワハラやセクハラ）に該当する案件は、年度によらずおよそ1/3を占めており、案件種別では最多となっています。

◎ 国内内部通報件数



コンプライアンスに関する国内関係会社のモニタリング

オリンパスグループの国内関係会社(14社[※])を対象に、重要法令の遵守状況を確認するモニタリングを四半期ごとに実施しています。具体的には、2017年度に定めたA法令(下請法、労働安全衛生法、労働関連法、独占禁止法、不正取引防止関連法)について、遵守状況とそれに基づくリスク判定(高/中/低)、そして是正措置などの対応状況を、各社のコンプライアンス推進委員が四半期ごとに回答する形式です。その結果は「コンプライアンス推進委員会」で発表されるだけでなく、重要法令の主管部署の受け止めとあわせて共有され、国内関係会社のコンプライアンス強化に役立てられています。

※ 次の14社。オリンパスメディカルシステムズ、オリンパスメディカルサイエンス販売、長野オリンパス、会津オリンパス、青森オリンパス、白河オリンパス、ティーマディクス、オリンパスデジタルシステムデザイン、オリンパステルモバイオマテリアル、オリンパスメモリーワークス、オリンパスロジテックス、AVS、オリンパスシステムズ、オリンパスRMS

コンプライアンス教育

オリンパスは、コンプライアンス意識の醸成と、重要法令や社内規則などの理解促進と遵守徹底を目的に、コンプライアンス教育の充実を図っています。国内では、コンプライアンス推進部署がさまざまな対象者に最適なツールを用いて教育を実施しているほか、重要法令を主管する部署が該当法令の特性に沿って受講対象者や実施方法を決定したうえで、教育を実施しています。海外においても、国内での教育活動内容に準じて、各地域統括会社単位で計画的かつ体系的にコンプライアンス教育を行っています。

◎ 主なコンプライアンス教育

区分	対象者	方法	内容	実績
全般	執行役員	集合研修	外部講師が経営上のコンプライアンスリスクなどについて講義	実施回数:1回 参加者数:19名
	全社員	集合研修、eラーニング	コンプライアンスヘルプライン関連	実施回数:1回 受講者数:13,234名
	国内全社員	経営理念や企業行動憲章の解説、Q&A集をまとめたコンプライアンスハンドブックの配布		配布回数:必要により適宜 配布対象:新入社員や 中間採用者等
重要法令教育	全社員	集合研修、eラーニング	対応強化が必要な重要法令類に関する教育 業務運営において重要法令と関わりの深い部署や担当者には、より詳しい教育プログラムを用意	実施回数:1回 受講者数:7,600名 (医療関連業務従業員)
階層別教育	各階層	集合研修	管理者教育、昇格者教育、新入社員教育時に必須となる教育を実施	実施回数:計画に沿い適宜
経営陣のメッセージ配信	全社員	イントラネット	社長、役員、CCOによるメッセージ配信 CCOはコンプライアンス月間(10月)に配信	CCOメッセージ 実施回数:1回(10月)
経営陣との対話	管理職層、従業員	タウンミーティング	タウンミーティングの際にグループの経営トップがコンプライアンスの重要性を説明 関係会社や現地法人を含めて継続的に開催	RCOによるスモールタウンホールミーティング 実施回数:1回 参加者数:55名(9部門)

◎ 特に対応強化を図る重要法令類

制定区分	法令名称など
国内法令／ガイドライン	不正競争防止法など賄賂防止関連法令 国家公務員倫理法・倫理規程 公正競争規約 医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン(日本医療機器産業連合会作成) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法) 下請代金支払遅延等防止法(下請法) 労働基準法・労働安全衛生法など労働関連法令 インサイダー取引 個人情報保護法・マイナンバー法 反社会的勢力対策に関わる法令・指針類
海外法令／国際条約類	Foreign Corrupt Practices Act(海外腐敗行為防止法 米国) U.K.Bribery Act 2010(贈収賄防止法 英国) Anti-Kickback Statute(反キックバック法 米国) 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約(OECD) 腐敗防止に関する国際連合条約 その他、不正競争防止に関わる法令類 Physician Payment Sunshine Provision(サンシャイン法 米国) 独占禁止に関わる法令類 反社会的勢力対策に関わる法令類

RCOによるスモールタウンホールミーティング

10月の社内コンプライアンス強化月間に示された「コンプライアンスが日常業務の一部であることを社員全員が再認識し、それを支援するコンプライアンスチームがいることを思い出してもらう」とのCCOメッセージを受けて、国内では「コンプライアンスをより身近に捉えてもらうきっかけとする」ことを目的に、従来までのコンプライアンス意識アンケートに代わり、RCOによるスモールタウンホールミーティングを開催しました。

初開催となった今回は、事業や機能が重ならないように国内オリンパスグループから9部門を選定し、日常業務で感じていることや疑問・不満に思っていることを気兼ねなく話す場として、職制を除外した55名の一般社員に参加してもらい、RCOを交えた活発な質疑応答や意見交換が行われました。

スモールタウンホールミーティングの結果は「コンプライアンス推進委員会」などでも共有を図るとともに、その場からもちかえった質問などについては、コンプライアンス部門が責任をもって開催部門へ返答します。

法令遵守の状況

当社旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決と控訴の提起について

オリンパスは、過去の損失計上先送り問題に関し、当社の旧取締役役6名に対して損害賠償請求訴訟を提起していましたが、2017年4月27日に東京地方裁判所にて旧取締役6名に対して損害賠償を命じる判決が言い渡されました。当社は、当該判決の一部を不服として、2017年5月11日、東京高等裁判所に控訴しました。

最新の状況については、オリンパスグループWebサイトにおける適時開示情報をご参照ください。

適時開示情報

<https://www.olympus.co.jp/ir/data/announcement/2017.html>